

住宅・建築物の省エネ性能ラベルのデザイン募集

提案デザイン 審査要領

令和5年4月

国土交通省

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

1. 趣旨

この審査要領は、国土交通省及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「事務局」という。）が実施する「住宅・建築物の省エネ性能ラベルのデザイン募集」（以下「本業務」という。）に係るデザイン提案の審査において必要な事項を定める。

2. 選考対象

3に記載の審査方法等により、本業務に係る採用作品1点を選考する。

3. 審査方法等

審査は、以下の（１）～（４）により実施する。

（１）要件確認

応募のあった候補作品について、募集要領で示したデザイン要件のうち、定量的な要件適否を形式的に確認できるものに適合していることの確認を別紙1にて事務局が行う（ただし、誤字脱字などの軽微なものについては当該確認の対象から除外する）。確認の結果、ラベルの構成要素が著しく欠落している場合など要件への不適合が顕著な場合には第1次審査には付さないこととする。

（２）第1次審査

（１）の結果第1次審査に付すこととなった候補作品について、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会（以下「検討会」という。）委員による第1次審査に付し、第2次審査の対象となる候補作品を決定する。

第1次審査においては次のとおり実施する。

- ・各委員が、別紙2の「評価の観点」を踏まえて第2次審査に付すべき上位5作品に投票する。この際、適切な候補作品がないと判断する場合は、「採用作品候補なし」と回答する。
- ・事務局において、投票数を集計し、投票数の多い順に上位5候補選出する（投票数が同じ場合には5候補作品以上となる場合がある）。
- ・この際、委員の過半以上から採用作品候補なしと回答があった場合には「採用作品候補なし」として検討会に報告する。

（３）第2次審査

第1次審査で選出された候補作品について、検討会委員による第2次審査に付す。

第2次審査においては次のとおり実施する。

- ・各委員が、別紙3の審査項目について候補作品ごとに評価する。

- ・事務局において、委員が評価した得点を集計する。

(4) 第3次審査

第4回検討会において、事務局より第2次審査における得点の集計結果を示し、議論を行った上で、検討会委員による第3次審査に付す。

第3次審査においては次のとおり実施する。

- ・各委員が、第2次審査の集計結果及び議論を踏まえ、総合的な観点から上位1作品に投票する。
- ・事務局において、投票数を集計し、最も得票数が多いものを採用作品として選考する。
- ・この際、複数作品の得票数が同数の場合には座長の判断により採用作品を決定する。

4. 選考結果の公表

第4回検討会において、第3次審査の実施後に選考結果を公表する。

また、採用作品作成者には個別に連絡をするとともに、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページに結果を掲載する。

5. 採用の取消

選考結果の公表後でも、採用作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合、応募要件及び募集上の注意事項その他本応募手続上定められた事項に反することが判明した場合又は応募資格について虚偽があった場合は、採用を取り消すことができる。この場合、採用者に対して賞の返還を求めることとする。

6. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

事務局及び検討会委員は、本業務の審査の実施において知り得た機密情報並びに個人情報等を漏洩してはならない。

【別紙 1】 要件確認事項

確認項目 (誤字脱字などの軽微なものについては当該確認の対象から除外する。)	
共通項目	ラベルのサイズは、横幅 60mm 以上となっているか。
	提出を求める構成パターン (1~4) がすべて表現されているか。
個別項目 パターン 1 住宅 ①~⑥	エネルギー消費性能の多段階表示のマークに「エネルギー消費性能」の文字情報を配置しているか。
	エネルギー消費性能の多段階表示は 全体は 4 段階となっているか。
	エネルギー消費性能の第 3 段階が ZEH 水準であることが分かるようになって いるか。
	エネルギー消費性能が第 3 段階 (ZEH 水準) に該当することを表示し、第 4 段階に満たないことが分かるか。(白抜きにする等)
	断熱性能の多段階表示のマークに「断熱性能」の文字情報を配置しているか。
	住宅の断熱性能に応じた段階を 7 段階に表示しているか。
	断熱性能の第 5 段階が ZEH 水準であることが分かるようになっているか。
	断熱性能が第 5 段階 (ZEH 水準) であることを表示しているか。
	評価年月日を記載し、かつ「自己評価」である旨が近接して記載されている か。
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルの文字情報に隣接して「住宅」の 旨を記載しているか。
「建築物の名称」の文字情報を記載しているか。	
個別項目 パターン 2 住宅 ①~⑥ ⑦~⑨	エネルギー消費性能の多段階表示のマークに「エネルギー消費性能」の文字 情報を配置しているか。
	エネルギー消費性能の第 3 段階が ZEH 水準であることが分かるようになって いるか。
	エネルギー消費性能が第 3 段階 (ZEH 水準) であることを表示しているか。
	エネルギー消費性能の多段階表示は、全体は 6 段階で表示し、「再エネを加味 しない多段階評価」が第 3 段階であり、「再エネを加味した多段階評価」が第 6 段階で提案されているか。
	「再エネを加味しない多段階評価」と「再エネを加味した多段階評価」を分 けて表示する場合は、「再エネを加味しない多段階評価」が第 4 段階に満たな いことが分かるようにしているか。
断熱性能の多段階表示のマークに「断熱性能」の文字情報を配置しているか。	

	住宅の断熱性能に応じた段階を7段階に表示しているか。
	断熱性能の第5段階がZEH水準であることが分かるようになっているか。
	断熱性能が第5段階（ZEH水準）であることを表示しているか。
	評価年月日を記載し、かつ「第三者評価」である旨が近接して記載されているか。
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルの文字情報に隣接して「住宅」の旨を記載しているか。
	「建築物の名称」の文字情報を記載しているか。
	再生可能エネルギー利用設備が設置されていることを示すマークがあるか。
	「BELS マーク」及び「ZEH マーク」を配置しているか。
	目安光熱費の内容が過不足なく（要件通りに）記載されているか。
個別項目 パターン3 非住宅	エネルギー消費性能の多段階表示のマークに「エネルギー消費性能」の文字情報を配置しているか。
①、③～⑥	エネルギー消費性能の多段階表示は全体は6段階となっているか。
	エネルギー消費性能の第5段階が「ZEB水準（事務所等用途）」であることが分かるか。
	エネルギー消費性能は、第5段階に該当することを表示し、第6段階に満たないことが分かるか。（白抜きにする等）
	評価年月日を記載し、かつ「自己評価」である旨が近接して記載されているか。
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルの文字情報に隣接して「非住宅建築物」の旨を記載しているか。
	「建築物の名称」の文字情報を記載しているか。
個別項目 パターン4 非住宅	エネルギー消費性能の多段階表示のマークに「エネルギー消費性能」の文字情報を配置しているか。
①、③～⑥	エネルギー消費性能の多段階表示は全体は6段階となっているか。
⑦、⑧	エネルギー消費性能の第5段階が「ZEB水準（事務所等用途）」であることが分かるか。
	「再生可能エネルギーを加味しない多段階評価」が第5段階であり、「再生可能エネルギーを加味した多段階評価」が第6段階であることを表示しているか。

	評価年月日を記載し、かつ「第三者評価」である旨が近接して記載されているか。
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルの文字情報に隣接して「非住宅建築物」の旨を記載しているか。
	「建築物の名称」の文字情報を記載しているか。
	再生可能エネルギー利用設備が設置されていることを示すマークがあるか。
	「BELS マーク」及び「ZEB マーク」を配置しているか。
追加項目 (上記の確認を全て満たすものが対象)	建築物の環境性能についての他の表示制度（募集要領の参考資料(4)に示すもの）との混同を極力防止するよう配慮したデザインであるか。
	各部品（再生可能エネルギー利用設備が設置されていることを示すマーク等）が特許情報プラットフォームにて商標登録されているものと近似していないか。

【別紙2】 第1次審査での評価の観点

評価の観点
①表示を見る側・行う側、双方にとって、 <u>分かりやすいデザイン</u> である。
②表示の受け手にとって、建築物の <u>省エネ性能への関心を高めるような魅力的なデザイン</u> である。
③表示を行う側にとって、 <u>表示意欲を喚起するような洗練されたデザイン</u> となっている。
④国内外の <u>他制度のものと混同するおそれのない、個別性のあるデザイン</u> となっている。
⑤その他、 <u>デザイン面で特筆すべき優れた点がある</u> 。

【別紙3】 第2次審査での評価項目・配点

評価項目	配点※
①表示を見る側・行う側、双方にとって、 <u>分かりやすいデザイン</u> である。	5
②表示の受け手にとって、建築物の <u>省エネ性能への関心を高めるような魅力的なデザイン</u> である。	5
③表示を行う側にとって、 <u>表示意欲を喚起するような洗練されたデザイン</u> となっている。	5
④国内外の <u>他制度のもの</u> と混同するおそれのない、 <u>個別性のあるデザイン</u> となっている。	5
⑤その他、 <u>デザイン面で特筆すべき優れた点がある</u> 。	5
合計	25
≪自由記入欄（高く評価した点や、仮に本案が採用される場合にはこの点を見直せばさらによくなると考えられる事項等があればご記入ください）≫	

※5段階評価（非常にそう思う（5点）、ややそう思う（4点）、どちらでもない（3点）、あまりそう思わない（2点）、全くそう思わない（1点））